[redacted]

事　務　連　絡
令和６年１月４日

法務局民事行政部首席登記官　殿
（不動産登記担当）
地方法務局首席登記官　殿
（法人登記担当を除く。）

法務省民事局民事第二課 [redacted] 補佐官

令和６年能登半島地震に伴う当面の登記事務の取扱いについて

標記取扱いについては、下記のとおりとしますので、事務処理に遺憾のないよう留意願います。

記

１　事前通知関係

被災地に住所を有する者に対する不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第２３条第１項の規定による通知について、不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）第７０条第８項に定める期間内に申出がされない場合であっても、当該通知に係る申請を直ちに却下することなく、当面処理を留保する等、柔軟な対応をするものとする。

なお、当該期間内に申出がされない場合において、当該期間を経過した後に通知書が返戻されたとき又は通知不能（配達不能を含む。）等により返戻されたときは、当課宛て連絡されたい。

２　添付情報

(1) 被災地の官公署等（登記所を含む。）が証明書等を発行することができない状況にあることが明らかである場合は、添付情報の不備を理由として直ちに当該登記の申請を却下することなく、相応の補正期間を設けるものとする。

なお、補正期間を経過しても返信等連絡がされない場合には、当課宛て

連絡されたい。

(2) 令和６年能登半島地震の影響によるやむを得ない事情があることが明らかな場合には、却下事由があるときであっても、直ちに却下することなく、当面処理を留保する等、柔軟な対応をするものとする。

なお、このような事案がある場合には、当課宛て連絡されたい。

３　その他

(1) 不動産登記手続において、オンライン又は送付の方法により通知したものについて、令和６年能登半島地震の影響により送信先の受信不能又は受領不能等により返戻されたと考えられる場合には、当課宛て連絡されたい。

(2) 不正登記防止申出において、申出人から、不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号民事局長通達）第３５条第３項に規定する印鑑証明書等を提出することができない旨の申出があった場合には、当課宛て連絡されたい。